平成２２年（フ）第２号
島根県益田市横田町253番地１
債務者　中島　裕典
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第３４６０号
東京都足立区花畑５丁目８―71―203
債務者　高砂　治子
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４６１号
東京都江東区大島４丁目１－５―207
債務者　小柴　修二
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５０２号
埼玉県川口市元郷１丁目18―２
債務者　岡田日出一
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９３号
千葉県市川市福栄４丁目５―12　ホワイトテラスH号
債務者　吉田　栄成
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１３号
神奈川県鎌倉市大船２丁目７―21
債務者　羽下　恵子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７６６号
東京都中野区中央３丁目34―３―305
債務者　金丸　裕治
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８５号
東京都板橋区仲町27―６―101
債務者　東井　芳枝
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８７号
東京都世田谷区成城６丁目22―10
債務者　齋藤　知子（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７８８号
東京都港区芝１丁目14―１―408
債務者　神崎　貴生
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８１４号
神奈川県横浜市港北区新横浜１丁目24―１―103
債務者　河原　和也
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８３９号
東京都世田谷区上用賀１－８―16―305、住民票上の住所東京都世田谷区給田４丁目２－９―106
債務者　伊藤　英理
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４０号
東京都江戸川区中葛西５―41―27―1202、住民票上の住所東京都西東京市新町５丁目２―16―201
債務者　大塚　央臣
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５８号
東京都板橋区高島平９丁目１－７―310
債務者　嶋津　眞一
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８５９号
東京都板橋区高島平９丁目１－７―310
債務者　嶋津　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６５号
東京都福生市大字熊川1697―３
債務者　工藤　　裕
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部